

指定居宅介護支援事業所運営規程

対象事業所：日建ヘルスメディカル 岐阜南

(事業の目的)

第 1 条 日建ヘルスメディカル株式会社（以下「会社」という）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 事業の運営実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の居宅介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、「指定居宅介護支援事業所の名称・所在地、職員の職種・員数、実施地域、相談・苦情対応管理者等一覧表」（以下「別表」という）のとおりとする。

別表（第3条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

名 称	日建ヘルスメディカル 岐阜南
所在地& 電話番号	羽島郡岐南町平成一丁目3番地 岐南町商工会館 7階 TEL 058-248-1005

2 別表については、営業統括本部長稟議により変更できることとする。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、別表のとおりとし、職務内容は次のとおりとする。

別表（第 4 条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

職員の職種と その員数	・ 管理者 1 名（主任介護支援専門員） ・ 介護支援専門員 1 名以上
----------------	---

(1) 管理者

管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、居宅介護サービス計画作成の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで及び第 5 土曜日とする。

ただし、祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

なお、電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

ただし、居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

(1) 居宅サービス計画の作成、変更

(2) 指定居宅サービス事業者等に関する情報の提供

(3) 事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

イ. 事業所から片道おおむね 2 0 k m 未満 1, 0 0 0 円

ロ. 上記イ. から 5 k m 増すごとに 5 0 0 円加算する。

(4) 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(5) 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

イ. 相談受付場所

第3条に規定する事業所内

ロ. 課題分析表の種類

インターライ及びガイドライン判定

ハ. サービス担当者会議の開催場所

利用者の自宅

ニ. 介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低1ヶ月に1回

(地域包括支援センターとの連携)

第7条 地域の地域包括支援センターからの紹介については積極的に取り組み、支援困難な場合においてもその利用者を引き受ける体制を整える。

- (1) 地域包括支援センターからの受付用紙の作成
- (2) 事業所の管理者を交えた利用者訪問とアセスメントの報告
- (3) 定期的なフォロー体制（社内の事例検討と包括支援センターへの報告）

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、別表のとおりとする。

別表（第8条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

事業の実施地域	岐阜市・各務原市・羽島市・関市・美濃加茂市・笠松町・岐南町・富加町
---------	-----------------------------------

(その他運営事項についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年間計画を作成して毎月実施することとし、議事録を残し、担当役員へ報告する。

2 個人情報保護の観点から職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、会社を退職した後を含めこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則等に明記し遵守することを徹底する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社と事業所の管理者との協議に

基づいて定める。

(書類保存期間)

第10条 書類の保存期間は、利用者の記録を整備し、それを完結の日から起算して5年間とする。

(苦情処理について)

第11条 指定居宅介護支援に関する相談、苦情が生じたときは、別表の管理者においてすみやかに対応する。

別表（第11条関係）

2026.8.1 適用(営業統括本部長稟議)

相談・苦情対応受付窓口（当社）	・受付担当者 羽島郡岐南町平成一丁目3番地 岐南町商工会館 7階 日建ヘルスメディカル 岐阜南 管理者 ・受付時間 平日（月曜日～金曜日）及び第5土曜日 8：30～17：30 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。 なお、電話等により24時間常時連絡が可能。 ・受付電話番号 058-248-1005
-----------------	---

2 或いは、次の機関の何れかに連絡する。

(1) 居住地の市・町介護保険担当課

岐阜市介護保険課の場合

受付時間 平日（月曜日～金曜日）8：45～17：30

受付電話番号 058-265-4141

(2) 岐阜県国民健康保険団体連合会

受付時間 平日（月曜日～金曜日）9：00～17：00

受付電話番号 058-275-9826

3 処理体制・手順については、次のとおりとする。

受付した者は、管理者に連絡をするとともに、検討会議を行いすみやかに対応する。

4 再発を防止するために苦情情報を分析し、根本原因を把握し、再発の防止に努める。

(虐待防止の推進)

第12条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者（担当者）の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的実施
- (5) 虐待防止委員会の設置（定期的開催）等に関すること
- (6) 虐待防止のための指針の整備

（ハラスメントへの対応）

第12条の二 事業所は、適切な訪問介護・看護、介護施設または福祉用具貸与・販売等の提供を確保する観点から、職場（利用者やその家族等から受けるものを含む。）において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 職場においては、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を遵守する。
- 3 利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、雇用管理上の配慮として次の取組みを行う。
 - (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - (2) 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - (3) 被害防止のための取組（マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業態等に応じた取組）

（身体的拘束等の適正化の推進）

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等、その他必要な事項を記録し、利用者又はその家族等への説明を行い、文書で同意を得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができるものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束等適正化委員会の設置（3ヶ月に1回以上開催）及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

[付 則]

1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。
2. この規程の改廃は、営業統括本部長が立案し取締役会の決議による。なお、この規程の改訂が緊急を要する場合には、社長稟議により決定し、直近の取締役会へ社長より付議報告として報告する。
3. 第3条で定めた営業統括本部長稟議により変更できる「別表」について、改訂履歴の付則への記載を省略する。
4. この規程の施行前に適用していた「指定居宅介護支援事業所運営規程」は廃止する。
5. 令和4年6月1日一部改訂
6. 令和4年11月1日一部改訂
上記付則3に記載の「別表」改訂履歴の付則への記載省略は、今後省略しないこととする。
7. 令和5年4月1日一部改訂（別表のみ）
8. 令和6年4月1日一部改訂
9. 令和6年6月1日一部改訂（別表のみ）
10. 令和7年2月1日一部改訂（別表のみ）
11. 令和7年8月13日一部改訂
12. 令和8年8月1日一部改訂（別表のみ）
13. 令和8年10月1日一部改訂